

第2期

# 浅口市 地域福祉計画

ふれあい 支えあい  
いつまでも安心して暮らせるまち

概要版

令和7年3月  
浅口市



# 基本理念

# ふれあい 支えあい いつまでも安心して暮らせるまち

全ての人の人権が尊重され、いきいきとした生活を送ることができるよう、住民や地域、事業者、社会福祉協議会、行政等が協力して、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、「我が事」のように、「丸ごと」つながり合える地域をともに力を合わせてつくる「地域共生社会」の実現を目指します。

## 基本目標 1

### 地域を支える人づくり

すべての市民が、相手のことを考えて支え合い、心豊かに過ごせるまちづくり

#### (1) 地域福祉の意識向上

- ①地域コミュニティの活性化と自助意識や共助意識の高揚 ②家庭での福祉教育 ③福祉教育の推進
- ④ボランティア協力校の指定 ⑤地域福祉に関する学習機会の促進

#### (2) 担い手の育成

- ①ボランティア団体やNPO団体等の活動支援 ②ボランティア活動・NPO活動の啓発
- ③ボランティアの資質向上 ④青少年のボランティア活動への参加促進 ⑤民生委員・児童委員の活動充実
- ⑥当事者団体等の設立及び育成支援 ⑦団体間の円滑な連携 ⑧活動場所の提供等の支援
- ⑨地域に応じた地域福祉活動

#### (3) 地域福祉関係団体との連携の強化

- ①地域課題が解決できる組織体制の構築 ②社会福祉協議会との連携
- ③住民活動団体の活動支援

## 基本目標 2

### 人に優しいまちづくり

地域での自立した生活を支えるための福祉サービスが充実したまちづくり

#### (1) 相談体制の充実

- ①相談への迅速かつ的確な対応 ②相談体制の充実 ③障害についての相談
- ④乳幼児の子育てに関する相談 ⑤介護に関する相談 ⑥発達障害児の早期発見、早期支援
- ⑦社会福祉協議会、社会福祉法人・事業者等の相談体制の充実 ⑧各種相談員の資質向上
- ⑨民生委員・児童委員の資質向上

#### (2) 情報提供の充実

- ①市民のニーズに対応した丁寧な広報活動 ②効果的な情報提供 ③ワンストップの窓口整備
- ④情報の取扱いのルール化 ⑤すべての人びとのための仕組み ⑥相談と参加支援
- ⑦アウトリーチや多機関の協働

#### (3) 福祉サービスの充実

- ①在宅福祉サービスの充実 ②サービス事業者の確保
- ③サービス事業所情報の発信 ④サービス事業者の事業参入の促進

#### (4) 福祉基盤の充実

- ①ユニバーサルデザイン\*の視点の導入 ②公共施設や道路のバリアフリー化
- ③民間施設のバリアフリー化 ④公共交通の検討 ⑤高齢者等の移動手段の確保

#### (5) 健康づくり・介護予防の充実

- ①健康意識の向上 ②受診勧奨の促進 ③食育や健康スポーツ活動の支援
- ④日常生活の自立促進 ⑤「かかりつけ医」の推奨

\*ユニバーサルデザイン：誰もが使いやすいデザイン

## 基本目標 3

### 安心・人権擁護のまちづくり

市民一人ひとりの思いやりを行動につなげ、みんなで支え合う安心のまちづくり

#### (1) 緊急時の支援の充実

- ①防災ネットワークの構築 ②避難行動要支援者対策 ③避難行動要支援者への理解
- ④地域住民の防災意識の向上 ⑤避難場所などの周知 ⑥公共施設などの耐震化

#### (2) 権利擁護の推進

- ①日常生活自立支援事業の普及促進 ②成年後見制度の周知 ③虐待防止ネットワークの確立
- ④相談体制の充実 ⑤人権教育・啓発の推進

#### (3) 安全・安心な地域づくり 【再犯防止推進計画】を含む

- ①見守り・援助活動の推進 ②認知症対策の充実 ③生活困窮者への支援
- ④再犯防止対策 ⑤親子の居場所づくりの充実 ⑥発達障害児の支援体制づくり

## 5 計画推進のために

### 1 協働体制の確立

#### (1) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

本計画の実現のために、地域で活動している町内会、民生委員・児童委員・福祉委員、社会福祉協議会、ボランティア、サービス事業者、社会福祉法人などの様々な主体が行政と協働し、お互いの情報を提供し合い、連携して取り組むことが不可欠です。

また、地域の支え合いの輪を広げるために、支えられる側と支える側を固定せず地域での包括的、総合的な相談、支援、資源開発を行っていくことが必要です。

#### (2) 地域住民の役割

地域活動を推進するために町内会の存在は不可欠であり、「自分たちのまちを自分たちの手で良くしよう」と地域のそれぞれの課題の解決や地域住民の福祉の向上に努めています。

地域に住む人たちが支え合い・助け合いの関係を深め、より住みやすい地域づくりを推進していくためには、町内会の取組や事業の目的を理解してもらうことが大切です。

#### (3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉活動を実践していく主要な組織です。地域に暮らす方々のほか、民生委員・児童委員・福祉委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援など、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行います。

#### (4) 行政の役割

地域福祉の推進を図るには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら取組を支援し、相互に連携することが大切です。市が主体となり福祉施策を推進する際にも、庁内の関係各課との連携の強化を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援を推進することが必要となります。

#### (5) 社会福祉法人の役割

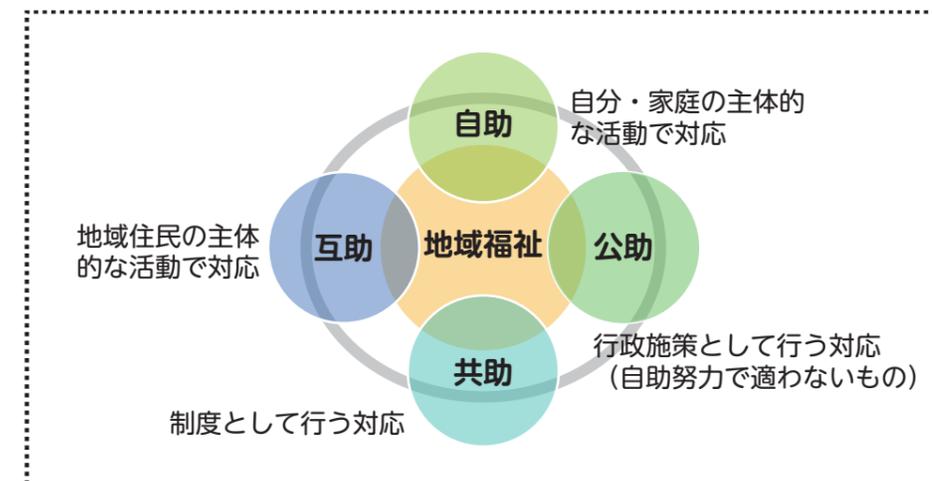
社会福祉法人には、幅広い社会福祉の専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を期待します。

#### (6) 民生委員・児童委員の役割

生活上で様々な困難が生じたとき、地域の人たちの身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関とのパイプ役を努めています。

地域福祉の推進において地域福祉の重要な担い手であり、今後も積極的な役割が期待されています。

### 「自助」「互助」「共助」「公助」と地域福祉の関係



- 自助：個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分です）
- 互助：地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）や民間非営利活動・事業、ボランティア、住民活動、社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う）
- 共助：介護保険などの制度化された相互扶助（保険者と被保険者のような制度的な助け合い）
- 公助：公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がする）

### 2 計画の広報

本計画を推進するためには、市民や関係機関・関係団体等に計画とそれに基づく取組を周知することが大切です。

市民一人ひとりが福祉への関心の有無に関わらず、必要な情報を得ることができ、正しい知識や行動がとれるよう効果的な情報発信を行います。



### 3 計画の点検・評価

計画を推進していくために、本計画の施策について、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、市はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

さらに、本計画の実施状況に係る情報を、広く市民に周知していくため、市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用してきめ細かな情報提供に努めます。



## 第2期浅口市地域福祉計画 概要版

発行年月：令和7年3月

浅口市 健康福祉部 社会福祉課

〒719-0243 岡山県浅口市鴨方町鴨方2244-26

電話：0865-44-7007 FAX：0865-44-7110

